

広島県告示第四百七十一号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定によって、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和七年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 海岸名

呉港海岸

二 地区海岸名

宝町地区海岸

三 区域

基点一から基点一六までの各点を順次結んだ線及び基点一六から補助点一六の二、一六の一、九の一、七の二、七の一、五の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。

四 点の位置（基点、補助点の表示角度は真北による。）

基準点 呉市莊山田村字日の京二二〇 三等三角点「二河」

（標高三九九・六六メートル、北緯三四度一五分四九秒二四〇二、東経一三二度三二分

五一秒六四一〇）

基点一 基準点から一七七度三〇分の方 向 二、五〇二・五メートルの点

基点二 基点一から五二度の方 向 一〇メートルの点

基点三 基点二から一九度三〇分の方 向 一一八メートルの点

基点四 基点三から二八度三〇分の方 向 一九五メートルの点

基点五 基点四から一一八度の方 向 二四メートルの点

基点六 基点五から三八度三〇分の方 向 一〇七メートルの点

基点七 基点六から一一九度二九分の方 向 二三二・五メートルの点

基点八 基点七から一〇七度の方 向 四〇メートルの点

基点九 基点八から一八〇度の方 向 四〇メートルの点

基点一〇 基点九から九〇度の方 向 七〇メートルの点

基点一一 基点一〇から一四四度〇八分の方 向 五二・八メートルの点

基点一二 基点一一から二二二度二八分の方 向 一〇・九メートルの点

基点一三 基点一二から一三二度二八分の方 向 三三・三メートルの点

基点一四 基点一三から八六度四〇分の方 向 一五・三メートルの点

基点一五 基点一四から四〇度五二分の方 向 五・二メートルの点

基点一六 基点一五から一三一度五〇分の方 向 五七・一メートルの点

補助点一の一 基点一から二三三度の方 向 四四メートルの点

補助点三の一 基点三から一六四度三〇分の方 向 七一メートルの点

補助点五の一 基点五から八〇度の方 向 五五メートルの点

補助点七の一	基点七から二一〇度二一分の方向	八一・三メートルの点
補助点七の二	基点七から二二三度三五分の方向	一九〇・一メートルの点
補助点九の一	基点九から一八九度二〇分の方向	一九六・九メートルの点
補助点一六の一	基点一六から二七五度四二分の方向	一二二・一メートルの点
補助点一六の二	基点一六から二二一度三〇分の方向	六七・三メートルの点